

専決処分の報告について（開成町税条例の一部を改正する条例を制定することについて）

町長の専決処分事項に関する条例（平成22年開成町条例第11号）の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告します。

令和7年4月17日提出

開成町長 山 神 裕

専 決 処 分 書

町長の専決処分事項に関する条例（平成 22 年開成町条例第 11 号）の規定により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

開成町長 山 神 裕

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、軽自動車税の種別割の標準税率に係る二輪車の車両区分の見直しをする必要があるため、別紙のとおり開成町税条例の一部を改正する条例を制定する。

開成町条例第13号

開成町税条例の一部を改正する条例

開成町税条例（昭和50年開成町条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(種別割の税率)</p> <p>第28条 種別割の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（<u>ウ及びオ</u>に掲げるものを除く。） 年額 2,000円</p> <p>イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの（<u>ウ</u>に掲げるものを除く。）又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p><u>ウ</u> 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p>エ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの（<u>ウ</u>に掲げるものを除く。）又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</p> <p><u>オ</u> 三輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（二以上輪距を有するもの）にあっては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。）で総排気量が0.02リットルを超えるもの</p>	<p>(種別割の税率)</p> <p>第28条 種別割の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（<u>エ</u>に掲げるものを除く。） 年額 2,000円</p> <p>イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの _____ 又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p>(新設)</p> <p><u>ウ</u> 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの _____ 又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</p> <p><u>エ</u> 三輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（二以上輪距を有するもの）にあっては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。）で総排気量が0.02リットルを超えるもの</p>

改正後	改正前
又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円 (2)・(3) (略)	又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円 (2)・(3) (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(軽自動車税に関する経過措置)
- 2 この条例による改正後の第28条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。